

四万十市議会の新型コロナウイルスに対する対応方針

1 目的

この方針は、新型コロナウイルスが高知県及び幡多地域において感染者が増加している状況で、市議会議員、市職員、議会来訪者が感染し、又は濃厚接触者を含む感染の疑い（以下「感染等」という。）がある場合を想定し、円滑な議会運営を期するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 市議会としての危機管理

(1) 議員は、下記に該当する場合には必ず議会事務局に申し出るものとする。

- ア 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。
- イ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ウ 家族に上記ア又はイの症状がある人がいる。

(2) 議員に上記のとおり発熱等の風邪症状がみられる場合は、登庁を控える。

(3) 傍聴者が「傍聴人受付簿」において体調不良を申告した場合は、傍聴の自粛を要請する。

3 議会運営

市議会に関する者が感染等の場合の対応については、次のとおりとする。

(1) 議員本人が感染等の場合

ア 登庁の自粛

他人への感染の心配がなくなるまで、概ね14日間は自宅で待機し、登庁を控える。

イ 議会開会中の取り扱い

(ア) 感染者及び濃厚接触者は、入院又は自宅待機し、議長に欠席の届出を行う。欠席の届出により、地方自治法第113条に規定する議員の出席が定数の半数に達しなくなるまで会議を開くこととする。なお、議会が成立しない場合、必要な議決事件については、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分のうえ、承認となる場合もある。

(イ) 議長が感染等となった場合は、地方自治法第106条第1項に基づき、副議長が議長の職務を行う。また、議長、副議長が感染した場合は、同条第2項に基づき、仮議長を選挙（選任）し、議長の職務を行うこととする。

(ウ) 議員の家族が感染等となった場合は、議員本人が感染等となった場合の取り扱いに準じる。

(2) 市職員が感染等となった場合

ア 市職員（議会事務局職員を除く。）が感染等となった場合は、市長の判断に委ねることとする。ただし、議会が開会されている間については、次のように議会運営において取り扱うこととする。

(ア) 市長又は副市長が感染等により、欠席した場合

市長又は副市長のどちらかが欠席した場合は、通常どおり会議を開くこととするが、両者とも欠席のばあいは、議会運営委員会で対応を協議することとする。

(イ) 課長等が感染等により、欠席した場合

一般質問及び提出議案に対する質疑には、答弁できる職員が代わって出席することとする。

(3) 議会事務局職員が感染等により、欠席した場合は、市職員に準じて議長の判断に委ねることとする。

(4) 議会への来訪者（会議傍聴者を含む。）が感染等である場合は、次により取り扱うこととする。

ア 感染等である場合は、退庁を促す。

イ 感染地域からの行政視察の来庁は議長と協議のうえ、決定する。

4 感染等の防止の取り組み

(1) 手洗い・咳エチケットの徹底

議員控室や会議室の周辺に設置しているアルコール消毒液を積極的に使用するなど、手洗い・咳エチケットを徹底する。

(2) マスクの着用

新型コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染であると考えられることから、会議出席中はマスクを着用するものとする。

(3) 会議室の換気

本会議や委員会の休憩時に、会議室の窓や扉を開けて換気を行う。

5 情報共有、問合せ及び感染拡大防止の取り組み

(1) 情報共有

議員が個々に、執行機関に情報提供を求めることは、執行機関の新型コロナウイルスへの迅速な対応への影響もあり、個々の情報を全議員で共有することが困難であることから、四万十市議会における災害発生時の対応要領に準じ、新型コロナウイルス感染症対応連絡会議を設置し、執行機関からの情報を統一的に行うこととする。

(2) 議員からの問合せ

議員から執行機関への意見・要望、問合せについては、議員が個々に行わず、緊急の場合を除いて、議会事務局で集約し、執行機関に問い合わせる。なお、特定の患者に関する問い合わせには対応しない。

(3) 感染拡大防止の取り組み

議会は、執行機関から感染拡大防止となる情報提供を受けた場合は、感染拡大防止の取り組みを積極的に図る必要があることから、市民に情報を提供し、広報する必要性を鑑み、行動指針を別に定めることができる。